

この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第二十九条又は第三十五条の六に規定する検査等を行う職員である

自然環境保全法（抄）

（報告及び検査等）

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

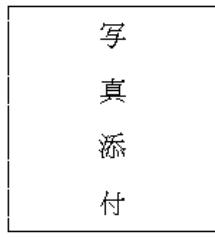
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査等）

第三十五条の六 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、船舶の船長その他の特定行為に関係があると認められる者に対

第
号

身
分
証
明
書



官
職
氏
名

生
年
月
日

年
月
日
交
付

環
境
大
臣



し、特定行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、特定行為の実施状況を検査させ、若しくは当該特定行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は立入調査について準用する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五・六 (略)

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。